

車両系建設機械の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第 167 条の自主検査に係るもの）

I 趣旨

II 検査項目、検査方法及び判定基準

1 共通事項

1. 1 原動機
1. 2 油圧装置
1. 3 上部旋回体
1. 4 下部走行体（クローラ式）
1. 5 下部走行体（トラック式）
1. 6 下部走行体（ホイール式）
1. 7 ジブ
1. 8 リーダー
1. 9 ワイヤロープ

2 整地・運搬・積み込み用機械

2. 1 ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式）
2. 2 トラクター・ショベル（ホイール式）
2. 3 スクレーパー
2. 4 スクレープ・ドーザー
2. 5 モーター・グレーダー

3 掘削用機械

3. 1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式）
3. 2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式）
3. 3 機械式クラムシェル（クローラ式、トラック式、ホイール式）
3. 4 油圧式クラムシェル（クローラ式、ホイール式）

4 基礎工事用機械

4. 1 ディーゼルパイルドライバー [くい打機]
4. 2 油圧パイルドライバー [くい打機]
4. 3 硬質地盤油圧式くい圧入機
4. 4 振動パイルドライバー（電動機） [くい打機・くい抜機]
4. 5 振動パイルドライバー（油圧式） [くい打機・くい抜機]
4. 6 アース・ドリル（油圧式）
4. 7 アース・ドリル（機械式）
4. 8 一体型せん孔機
4. 9 分離型せん孔機
4. 10 アース・オーガー
4. 11 建柱車

5 締固め用機械

5. 1 ロードローラー及びタイヤローラー

5. 2 振動ローラー

6 コンクリート打設用機械

6. 1 コンクリートポンプ車

7 解体用機械

7. 1 油圧ブレーカ

7. 2 空圧ブレーカ

7. 3 鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機

## I 趣旨

この指針は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第167条の規定による車両系建設機械の定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため当該定期自主検査の検査項目、検査方法及び判定基準を定めたものである。

## II 検査項目、検査方法及び判定基準

車両系建設機械については、次の表の左欄に掲げる検査項目に応じて、同表の中欄に掲げる検査方法による検査を行った場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる判定基準に適合するものでなければならない。

## 4 基礎工事用機械

### 4.1 ディーゼルパイルドライバー [くい打機]

検査項目		検査方法	判定基準	
4.1.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.1.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.1.3 走行装置	(2) 下部走行体 (クローラ式)	共通事項1.4 下部走行体(クローラ式)の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.1.4 制動装置				
4.1.5 作業装置	(1) ディーゼルパイルハンマー	a 上部シリンダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 亀裂及び変形の有無を調べる。</li> <li>② ラム起動用上下ストッパー(カム)の摩耗の有無を調べる。</li> <li>③ ハンマー本体つり上げ用リブ(カム)下面と起動装置ストッパーの摩耗の有無を調べる。</li> <li>④ シリンダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 亀裂及び変形がないこと。</li> <li>② 著しい摩耗がないこと。</li> <li>③ 著しい摩耗がないこと。</li> <li>④ 緩み及び脱落がないこと。</li> </ul>
		b 下部シリンダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</li> <li>② ガイドジョー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</li> <li>③ 取付けボルトの緩み及びフランジの変形の有無を調べる。</li> <li>④ エンドリング(二つ割金物及び取付けフランジ)の変形及び摩耗量を調べる。</li> <li>⑤ 亀裂及び変形の有無を調べる。</li> <li>⑥ 冷却水タンク及び排水口プラグからの水漏れの有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① メーカーの指定する基準値内であること。</li> <li>② 緩み及び脱落がないこと。</li> <li>③ ボルトの緩みがなく、フランジの変形がないこと。</li> <li>④ 変形がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</li> <li>⑤ 亀裂及び変形がないこと。</li> <li>⑥ 水漏れがないこと。</li> </ul>
		c ラム及びアンビル	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 油だめ室のプラグの緩みの有無を調べる。</li> <li>② ガイドリングの摩耗の有無を調べる。</li> <li>③ ピストンリングの折損の有無並びにへたりの量及び摩耗量を調べる。 ただし、ハンマーの作動の異常及びガス漏れがない場合は、この検査を省略してもよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 緩みがないこと。</li> <li>② 著しい摩耗がないこと。</li> <li>③ 折損がなく、へたりの量及び摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</li> </ul>

### 4.3 硬質地盤油圧式くい圧入機

検査項目		検査方法	判定基準	
4.3.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.3.2 動力伝達装置 4.3.3 走行装置 4.3.4 操縦装置 4.3.5 制動装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) 下部走行体 (クローラ式)	共通事項1.4 下部走行体(クローラ式)の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(3) 下部走行体 (トラック式)	共通事項1.5 下部走行体(トラック式)の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(4) 下部走行体 (ホイール式)	共通事項1.6 下部走行体(ホイール式)の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.3.6 作業装置	(1) オーガー装置	a 減速機	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 無負荷状態で作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。</li> <li>② カップリングの取付ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</li> <li>③ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</li> <li>④ ケース及びスィベル部からの油漏れの有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。</li> <li>② 緩み及び脱落がないこと。</li> <li>③ 油量が適正で、著しい汚れがないこと。</li> <li>④ 油漏れがないこと。</li> </ul>
		b オーガースクリュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スクリューロッド、羽根及び継手部の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>② スクリュー内管の異物(モルタル、ベントナイト等)の詰まりの有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 著しい損傷、曲がり及び摩耗がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</li> <li>② 詰まりがないこと。</li> </ul>
		c オーガーヘッド	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 羽根の損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>② 爪の損傷の有無及び取付の適否を調べる。</li> <li>③ ヘッド弁の損傷及び摩耗の有無並びに開閉状態を調べる。</li> <li>④ ヘッド内管の異物(モルタル・ベントナイト等)の詰まりの有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 著しい損傷、変形及び摩耗がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</li> <li>② 著しい損傷がなく、取付けが適正であること。</li> <li>③ 損傷及び著しい摩耗がなく、正常に作動すること。</li> <li>④ 詰まりがないこと。</li> </ul>
		d オーガーケーシング	<ul style="list-style-type: none"> <li>① オーガーケーシング、排土口及び継手部の損傷、摩耗の有無を調べる。</li> <li>② ボルト、ナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 著しい損傷及び摩耗がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。</li> <li>② 緩み及び脱落がないこと。</li> </ul>
		e 先行ガイド	先行ガイドの損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	著しい損傷、変形及び摩耗がないこと。
		f 軸受	軸受の損傷及び摩耗の有無を調べる。	著しい損傷及び摩耗がないこと。
		g オーガーフレーム	① オーガーフレームの損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 著しい損傷及び摩耗がないこと。

			② ボルト、ナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。	
	h	摺動部	摺動部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	著しい損傷及び摩耗がないこと。	
	i	ジャバラ	① ジャバラスライドの損傷及び変形の有無を調べる。 ② ジャバラの布地の損傷（裂け、ほつれなど）の有無を調べる。 ③ 取付けの状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 著しい損傷及び変形がないこと。 ② 著しい損傷がないこと。 ③ 取付けが適正でボルト及びナットの緩みがないこと。	
(2)	a	爪	イ チャック	① 摩耗の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。 ② 緩み及び脱落がないこと。
			ロ クランプ	① 摩耗の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。 ② 緩み及び脱落がないこと。
			ハ ケーシングチャック	① 摩耗の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	b	主構成フレーム	イ リーダーマスト	亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	亀裂、著しい損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
			ロ クランプ	〃	〃
			ハ サドル	〃	〃
			ニ スライドフレーム	〃	〃
			ホ チャックフレーム	〃	〃
			ヘ チャック	〃	〃
			ト ケーシングチャック	〃	〃
	チ ホースリール	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ② 取付け部の状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ③ 起状がスムーズにできるか調べる。 ④ ホースリールを操作し、作動の適否を調べる。	① 亀裂、著しい損傷及び変形がないこと。 ② 取付けが適正で、ボルト及びナットの緩みがないこと。 ③ 起状がスムーズにできること。 ④ 正常に作動すること。		
	c	昇降設備、作業ステージ、ステップ	① 亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	① 亀裂、著しい損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。	

		② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	d 摺動部	① 損傷及び摩耗の有無を調べる。 ② 給油脂状態を調べる。	① 著しい損傷及び摩耗がないこと。 ② 給油脂が十分であること。
	e ギヤ、ピニオン及び駆動軸	① 回転させて、引っ掛かり及び異音の有無を調べる。 ② 回転ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 ③ 取付けボルトの緩み、折損及び脱落の有無を調べる。 ④ 軸受の摩耗の有無を調べる。	① 円滑に回転し、異音がないこと。 ② 亀裂及び著しい摩耗がないこと。 ③ 緩み、折損及び脱落がないこと。 ④ 著しい摩耗がないこと。
(3)	反力架台	a フレーム	フレームの損傷及び変形がないか調べる。 著しい損傷及び変形がないこと。
		b アーム	① アームの損傷及び変形がないか調べる。 ② アームを開閉させて、スムーズに動くか調べる。 ① 著しい損傷及び変形がないこと。 ② スムーズに動くこと。
(4)	パワーユニット	① 圧入機を作動させて、作動の適否を調べる。 作動に異常があれば、共通事項 1.1 原動機及び 1.2 油圧装置の該当項目の検査方法及び判断基準により調べる。 ② 作動油の量及び汚れの有無を調べる。 ③ 原動機及び各油圧機器（配管を含む）からの汚れの有無を調べる。 ④ ケーブルの作動状態と損傷の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。 ④ 正常に作動し、著しい損傷がないこと。
(5)	油圧装置	a フィルター	共通事項 1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。
		b 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	//
		c 油圧モーター	//
		d 油圧シリンダー	//
		e 方向制御弁	//
		f 電磁弁	//
		g 圧力制御弁	//
		h 流量制御弁	//
		i 逆止め弁	//
		j アクキュムレーター	//
		k 回転継手	//
(6)	a 各センサー	各操作を行い、作動の適否を調べる。	正常に作動し、適正に制御されていること。

電気機器	b	モニター	① 各操作を行い、作動の適否を調べる。 ② モニターの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 破損及び水等の浸入がないこと。
	c	安全灯、警音器	① 各操作を行い、作動の適否及び取付け状態を調べる。 ② 各安全灯のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	① 正常に作動し、適正に取付けられていること。 ② 破損及び水等の浸入がないこと。
	d	配線	① 接続部の緩みの有無を調べる。 ② 損傷の有無を調べる。	① 緩みがないこと。 ② 損傷がないこと。
	e	操作盤	① 各スイッチを操作し、作動の適否を調べる。 ② ケーブル（コード）の損傷、ねじれ、断線の有無及び絶縁状態を調べる。 ③ 操作盤の破損及び水等の浸入の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 損傷、ねじれ及び断線がなく、絶縁が良好であること。 ③ 破損及び水等の浸入がないこと。
	f	エンジン停止スイッチ	① スwitchを操作し、作動の適否を調べる。 ② 取付け部の緩みの有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 緩みがないこと。
	(7) つり具	a	つりワイヤー	共通事項 1.9 ワイヤーロープの検査方法及び判定基準を適用すること。
b		シャックル、つりボルト	① スナップピンの損傷、変形及び脱落の有無を調べる。 ② シャックル、つりボルトの亀裂、変形及び損傷の有無を確認する。 ③ ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 著しい損傷、変形及び脱落がないこと。 ② 亀裂及び著しい変形、損傷がないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。
c		つりベルト	① 仕様及び長さの適否を調べる。 ② 損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。	① 指定された仕様及び長さであること。 ② 損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。
4.3.7 油圧装置 4.3.8 操作装置 4.3.9 安全装置 4.3.10 車体関係等	(1)	上部旋回体	共通事項 1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2)	下部走行体（クローラ式）	共通事項 1.4 下部走行体（クローラ式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(3)	下部走行体（トラック式）	共通事項 1.5 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判断基準を適用すること。	
	(4)	下部走行体（ホイール式）	共通事項 1.6 下部走行体（ホイール式）の検査方法及び判断基準を適用すること。	
	(5)	表示板 [全体]	警告・注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく適正に取り付けられていること。
	(6)	給油脂 [全体]	① 各部の給油状態を調べる。 ② 自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	① 給油脂が十分であること。 ② 正常に作動すること。
4.3.11 総合テスト			走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に作動し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.4 振動パイルドライバー（電動式） [くい打機・くい抜機]

検査項目		検査方法	判定基準	
4.4.1	ディーゼルエンジン 原動機	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.4.2	動力伝達装置 (1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.4.3	走行装置 (2) 下部走行体 (クローラ式)	共通事項1.4 下部走行体（クローラ式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.4.4	操縦装置 (3) 下部走行体 (トラック式)	共通事項1.5 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.4.5	制動装置 (4) 下部走行体 (ホイール式)	共通事項1.6 下部走行体（ホイール式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.4.6	(1) 振動パイルハンマー 電動式	a		
		イ ハンガー	亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び著しい損傷がないこと。
		ロ シャックル及び シャックルピン	① 亀裂の有無及び摩耗量を調べる。 ② シャックル止め及び軸止め金具の緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。 ② 緩み及び脱落がないこと。
		ハ シャフト及びブシュ	摩耗の有無を調べる。	著しい摩耗がないこと。
		ニ スプリング	① コイルスプリングの亀裂の有無を調べる。 ② ハンマーをつらない状態で、主スプリングのへたりの有無を調べる。 ③ ハンマーをつった状態で、補助スプリングのへたりの有無を調べる。 ④ クッションゴム及びストップゴムの亀裂、劣化及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂がないこと。 ② 著しいへたりがないこと。 ③ 著しいへたりがないこと。 ④ 亀裂、劣化及び脱落がないこと。
		b 電動機	共通事項1.1.2 電動機の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c 起振機	① 無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。 ② 亀裂及び変形の有無を調べる。 ③ ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ④ つり環の摩耗の有無を調べる。 ⑤ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ⑥ ケースからの油漏れの有無を調べる。	① 異音がないこと。 ② 亀裂及び著しい変形がないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。 ④ 著しい摩耗がないこと。 ⑤ 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 ⑥ 油漏れがないこと。
d				
イ チャック 歯	① 摩耗の有無を調べる。 ② 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 著しい摩耗がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。		
ロ チャック	作動させて連動機構部のがた及びかみ合い状態を調べる。	著しいがたがなく、かみ合いが適正であること。		

4.5 振動パイルドライバー（油圧式） [くい打機・くい抜機]

検査項目		検査方法	判定基準	
4.5.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.5.2 動力伝達装置	(1) パワー・ショベル系機体	3.1 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式）又は3.2 パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.5.3 走行装置	(2) クレーン系機体	a 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.4 操縦装置		b 下部走行体（クローラ式）	共通事項1.4 下部走行体（クローラ式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.5 制動装置		c 下部走行体（トラック式）	共通事項1.5 下部走行体（トラック式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		d 下部走行体（ホイール式）	共通事項1.6 下部走行体（ホイール式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.6 作業装置	(1) 振動パイルハンマー 緩衝機	a イ ハンガーフレーム	亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び著しい損傷がないこと。
		ロ つり金具	亀裂及び摩耗の有無を調べる。	亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		ハ ピン及びブシュ	摩耗の有無を調べる。	著しい摩耗がないこと。
		ニ シャックル及びシャックルピン	① 亀裂の有無及び摩耗量を調べる。 ② シャックル止め及び軸止め金具の緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂がなく、摩耗量はメーカーの指定する基準値内であること。 ② 緩み及び脱落がないこと。
		ホ スプリング	① コイルスプリングの亀裂の有無を調べる。 ② ハンマーをつらない状態で、コイルスプリングのへたりの有無を調べる。 ③ ラバースプリング及びストップゴムの亀裂及び劣化の有無を調べる。 ④ ラバースプリング及びストップゴムの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂がないこと。 ② 著しいへたりがないこと。 ③ 亀裂及び劣化がないこと。 ④ 緩み及び脱落がないこと。
		ヘ ロック機構 [・垂直 ・水平 ・旋回]	① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ② 操作して掛かり及び外れの状態を調べる。 ③ 油圧シリンダーからの油漏れの有無を調べる。 ④ 油圧ホースの損傷、ひび割れ、老化及び取付け状態における干渉の有無を調べる。	① 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 ② 確実に作動すること。 ③ 油漏れがないこと。 ④ 損傷、ひび割れ、老化及び干渉がないこと。

4.6 アース・ドリル（油圧式）

検査項目		検査方法	判定基準	
4.6.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.6.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.6.3 走行装置	(2) 下部走行体（クローラ式）	共通事項1.4 下部走行体（クローラ式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.6.4 制動装置				
4.6.5 作業装置	(1) ドリル装置	a アースドリルバケット（拡底バケット）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 亀裂及び損傷の有無を調べる。</li> <li>② 爪及びシャンクのがた及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>③ 底蓋開閉装置の作動状態を調べる。</li> <li>④ 底蓋の損傷の有無を調べる。</li> <li>⑤ サイドカッターの摩耗の有無並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</li> <li>⑥ ラッチキーパー及びラッチバーの摩耗の有無を調べる。</li> <li>⑦ レバー及びピンの損傷及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>⑧ ジョイントピンの損傷及び曲がりの有無を調べる。</li> <li>⑨ 拡大翼の変形及び摩耗の有無を調べる。〔拡底バケット〕</li> <li>⑩ カッターの摩耗及び割れの有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 亀裂及び著しい損傷がないこと。</li> <li>② 著しいがた及び摩耗がないこと。</li> <li>③ 正常に作動すること。</li> <li>④ 著しい損傷がないこと。</li> <li>⑤ 著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。</li> <li>⑥ 著しい摩耗がないこと。</li> <li>⑦ 損傷及び著しい摩耗がないこと。</li> <li>⑧ 損傷及び著しい曲がりがないこと。</li> <li>⑨ 著しい変形及び摩耗がないこと。</li> <li>⑩ 著しい摩耗及び割れがないこと。</li> </ul>
		b ケリーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>② 緩衝用ボルトの損傷及び曲がりの有無を調べる。</li> <li>③ 緩衝用ばねの損傷及びへたりの有無を調べる。</li> <li>④ 緩衝用ナットの緩みの有無を調べる。</li> <li>⑤ ストッパーの損傷及び変形の有無を調べる。</li> <li>⑥ 回転継手の回転状態を調べる。</li> <li>⑦ 回転継手からの油漏れ及び取付けピンの緩みの有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。</li> <li>② 著しい損傷及び曲がりがないこと。</li> <li>③ 損傷及びへたりのないこと。</li> <li>④ 緩みがないこと。</li> <li>⑤ 損傷及び著しい変形がないこと。</li> <li>⑥ 円滑に回転すること。</li> <li>⑦ 油漏れ及びピンの緩みがないこと。</li> </ul>
		c ケリーバー押下げ装置	作動状態を調べる。	正常に作動すること。
		d フロントフレーム	フレーム（上、下）の損傷及び変形の有無を調べる。	損傷及び著しい変形がないこと。

4.7 アース・ドリル（機械式）

検査項目		検査方法	判定基準	
4.7.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.7.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.7.3 走行装置	(2) 下部走行体（クローラ式）	共通事項1.4 下部走行体（クローラ式）の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.7.4 制動装置				
4.7.5 作業装置	(1) ドリル装置	a アースドリルバケット	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 亀裂及び損傷の有無を調べる。</li> <li>② 爪及びシャンクのがた及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>③ 底蓋開閉装置の作動状態を調べる。</li> <li>④ 底蓋の損傷の有無を調べる。</li> <li>⑤ サイドカッターの摩耗の有無並びに取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</li> <li>⑥ ラッチキーパー及びラッチバーの摩耗の有無を調べる。</li> <li>⑦ レバー及びピンの損傷及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>⑧ ジョイントピンの損傷及び曲がりの有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 亀裂及び著しい損傷がないこと。</li> <li>② 著しいがた及び摩耗がないこと。</li> <li>③ 正常に作動すること。</li> <li>④ 著しい損傷がないこと。</li> <li>⑤ 著しい摩耗並びに取付けボルトの緩み及び脱落がないこと。</li> <li>⑥ 著しい摩耗がないこと。</li> <li>⑦ 損傷及び著しい摩耗がないこと。</li> <li>⑧ 損傷及び著しい曲がりがないこと。</li> </ul>
		b ケリーバー	4.5 アース・ドリル（油圧式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c 油圧押下げ装置 (ケリーバー押下げ装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スイベルブロック及びコッターの摩耗の有無を調べる。</li> <li>② コッターばねの損傷及びへたりの有無を調べる。</li> <li>③ ブラケット及びステーの亀裂及び変形の有無を調べる。</li> <li>④ 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 著しい摩耗がないこと。</li> <li>② 損傷及びへたりがないこと。</li> <li>③ 亀裂及び著しい変形がないこと。</li> <li>④ 緩み及び脱落がないこと。</li> </ul>
		d フロントフレーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>① フレーム（上、下）の損傷及び変形の有無を調べる。</li> <li>② フレームレバーの変形及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>③ ブームフットレバーの変形の有無を調べる。</li> <li>④ ばねの損傷及びへたりの有無を調べる。</li> <li>⑤ フレームロック用爪の変形及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>⑥ カバーの損傷及び変形の有無を調べる。</li> <li>⑦ テークアップのアジャストボ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 損傷及び著しい変形がないこと。</li> <li>② 著しい変形及び摩耗がないこと。</li> <li>③ 著しい変形がないこと。</li> <li>④ 損傷及びへたりがないこと。</li> <li>⑤ 著しい変形及び摩耗がないこと。</li> <li>⑥ 損傷及び著しい変形がないこと。</li> <li>⑦ 著しい損傷がないこと。</li> </ul>

## 4.8 一体型せん孔機

検査項目		検査方法	判定基準
4.8.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.2 動力伝達装置	(1) 流体継手	① 作動させて異音の有無を調べる。 ② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ③ 油漏れの有無を調べる。	① 異音がないこと。 ② 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。
	(2) Vプーリー	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	(3) Vベルト 〔・ポンプ駆動用 ・ウインチ駆動用〕	① たわみを調べる。 ② 損傷及び摩耗の有無を調べる。	① メーカーの指定する基準値内であること。 ② 著しい損傷及び摩耗がないこと。
4.8.3 走行装置 4.8.4 制動装置	下部走行体 (クローラ式)	共通事項1.4 下部走行体(クローラ式)の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.5 作業装置	(1) ウインチ	① 作動させて異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② ブレーキ及びクラッチの作動状態を調べる。 ③ ドラムの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ④ バンドの亀裂及び変形並びにライニングの摩耗の有無を調べる。	① 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。 ② 正常に作動すること。 ③ 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 ④ 亀裂及び変形並びにライニングの著しい摩耗がないこと。
	(2) ウインチ減速機	① 作動させて異音の有無を調べる。 ② チェーンの損傷及び摩耗の有無並びに伸びを調べる。 ③ スプロケットの損傷及び摩耗の有無を調べる。 ④ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ⑤ ケースからの油漏れの有無を調べる。	① 異音がないこと。 ② 損傷及び著しい摩耗がなく、伸びはメーカーの指定する基準値内であること。 ③ 損傷及び著しい摩耗がないこと。 ④ 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 ⑤ 油漏れがないこと。
	(3) ウインチ操作装置	a マスターシリンダー ① レバーを反復操作し、油漏れの有無を調べる。 ② リザーバタンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 b パワーシリンダー 圧力をかけた状態をしばらく保持し、油漏れの有無を調べる。 c ロッド、リンク及びケーブル ① 損傷及びクランプの緩みの有無を調べる。	① 油漏れがないこと。 ② 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 油漏れがないこと。 ① 損傷及び緩みがないこと。

	ル類	② クラッチ及びブレーキを反復作動させ、連結部の緩み及びがたの有無並びに割りピンの欠損の有無を調べる。	② 緩み及びがた並びに割りピンの欠損がないこと。
	d ホース及びパイプ	① 圧力をかけ、油漏れの有無を調べる。 ② 損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。 ③ ホースクランプ、パイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びに車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	① 油漏れがないこと。 ② 著しい損傷、ひび割れ及び老化がないこと。 ③ 緩み及び脱落並びに干渉がないこと。
(4)	a ブーム	① 亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ② 取付けピン及び固定ピンの摩耗量を調べる。 ③ シープの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。 ④ シープのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。 ⑤ はしご、手すり及び踊り場の損傷及び変形の有無を調べる。 ⑥ ブームステーの変形及び摩耗の有無を調べる。	① 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 ② メーカーの指定する基準値内であること。 ③ 著しい摩耗がないこと。 ④ 著しい摩耗がないこと。 ⑤ 損傷及び変形がないこと。 ⑥ 著しい変形及び摩耗がないこと。
	b キャリッジ	① 損傷及び摩耗の有無を調べる。 ② ストッパーの作動の適否を調べる。 ③ 緩衝機の平ばねのへたりの有無を調べる。	① 損傷及び著しい摩耗がないこと。 ② 正常に作動すること。 ③ へたりのないこと。
	c 排土板	亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
	d クラウンヘッド	① 変形及び摩耗の有無を調べる。 ② クラウンポール及びピンの摩耗の有無を調べる。	① 著しい変形及び摩耗がないこと。 ② 著しい摩耗がないこと。
	e シュート	亀裂及び変形の有無を調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
(5)	a クランピン グユニット	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 連結用のピン及びブシュの変形及び摩耗の有無を調べる。 ③ 取付け部の変形及び摩耗の有無を調べる。 ④ 締付けシリンダーを作動させ、チューブの締めしろを調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。 ② 著しい変形及び摩耗がないこと。 ③ 著しい変形及び摩耗がないこと。 ④ 適正であること。
	b アーム	① 亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。

		② 揺動シリンダーの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	c 下部ガイド	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 ② ガイドピン及びコッタの緩みの有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。 ② 緩みがないこと。
(6) 旋回装置	a クランピングユニット	(5) チュービング装置の、a クランピングユニットの検査方法及び判定基準を適用すること。	
	b 減速機	① 作動させて異音の有無を調べる。 ② ピニオン及びギヤの損傷及び摩耗の有無を調べる。 ③ ケースの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ④ スライド部の亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ⑤ ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ⑥ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ⑦ ケースからの油漏れの有無を調べる。	① 異音がないこと。 ② 損傷及び著しい摩耗がないこと。 ③ 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 ④ 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 ⑤ 緩み及び脱落がないこと。 ⑥ 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 ⑦ 油漏れがないこと。
	c クランプ開閉装置	① タイヤの空気圧を調べる。 ② タイヤの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 ③ 回転体の損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 適正であること。 ② 亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。 ③ 損傷及び著しい摩耗がないこと。
(7) ハンマングラブ	① グラブヘッドとクラウンヘッドとの連結状態を調べる。 ② 作動させてシェルの開閉状態を調べる。 ③ グラブの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。 ④ シェルの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。 ⑤ 取付けボルトの緩み又は脱落の有無を調べる。	① 確実に連結されていること。 ② 正常に作動すること。 ③ 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。 ④ 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。 ⑤ 緩み及び脱落がないこと。	
	(8) ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.6 油圧装置	(1) 作動油タンク	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(2) フィルター	〃	
	(3) 配管 (ホース類及び高圧パイプ)	〃	
	(4) 油圧ポンプ	〃	
	(5) 油圧モーター	〃	
	(6) 油圧シリンダー	〃	
	(7) 方向制御弁	〃	
	(8) 電磁弁	〃	
	(9) 圧力制御弁	〃	

	(10) オイルクーラー		〃
	(11) アキュムレータ		〃
	(12) 回転継手		〃
	(13) 走行関係油圧機器	共通事項1.4 下部走行体（クローラ式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.7 操作装置	操作レバー	レバーを操作し、ストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、著しいがたがないこと。
4.8.8 安全装置	(1) 前部フレーム	① 損傷及び変形の有無を調べる。 ② 揺動シリンダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 損傷及び著しい変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
4.8.9 車体関係等	(2) 後部フレーム	① 亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 ② ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	(3) アウトリガー	① 前部及び伸び部のアウトリガーを作動させ、引っ掛かり等の異常の有無を調べる。 ② 構造部の変形及び摩耗の有無を調べる。 ③ 固定ピン部の変形及び摩耗の有無を調べる。 ④ 前部リガーのフートアセンブリーの締付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。 ⑤ 後部リガーのインナーボックスのがたの有無を調べる。	① 円滑に作動すること。 ② 著しい変形及び摩耗がないこと。 ③ 著しい変形及び摩耗がないこと。 ④ 緩み及び脱落がないこと。 ⑤ 著しいがたがないこと。
	(4) 表示板	構造規格に規定された表示板その他の注意・指示銘板等の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、適正に取り付けられていること。
	(5) 警音器	スイッチを操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	正常に作動し、適正に取り付けられていること。
	(6) 計器類 〔・油圧計・水温計〕 〔・電流計 等〕	エンジンを作動させた状態で各計器の作動状態を調べる。	正常に作動すること。
	(7) 下部架台フレーム及びブラケット 〔クローラフレームを含む。〕	共通事項1.4 下部走行体（クローラ式）の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	(8) 給油脂 〔全 体〕	各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。
4.8.10 総合テスト		走行及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に作動し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.9 分離型せん孔機

検査項目	検査方法	判定基準
4.9.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。
4.9.2 動力伝達装置 4.9.3 走行装置 4.9.4 制動装置	(1) 上部旋回体 (2) 下部走行体 (クローラ式)	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。 共通事項1.4 下部走行体（クローラ式）の検査方法及び判定基準を適用すること。
4.9.5 作業装置	(1) a メインチャック b サブチャック (2) a ガイドポスト b ステージ (3) a ドライブフレーム b 回転減速機 c 旋回ベアリング及び旋回ギア (4) a ベースフレーム b レベルジャッキ c 反力装置 (おもり・バー)	<p>① チャックフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 締付けバンド（くさび）及びスペーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。 ③ 連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。</p> <p>① 締付けバンド（くさび）及びスペーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。 ② 連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。</p> <p>① ガイドポストの亀裂、変形及びブシュの摩耗の有無を調べる。 ② ガイドポストの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>① 亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>① ドライブフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>① 回転中の異音及び異常発熱の有無を調べる。 ② ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ③ ケース内の封入グリース量及び汚れの有無を調べる。</p> <p>共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。</p> <p>① ベースフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。 ② 取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。</p> <p>球座のかじり及び変形の有無を調べる。</p> <p>① 架台の亀裂及び変形の有無を調べる。</p>
	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 ③ 変形及び著しい摩耗がないこと。	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 ② 変形及び著しい摩耗がないこと。
	① 亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。 ② 変形及び著しい摩耗がないこと。	① 亀裂、変形及び著しいブシュの摩耗がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	① 亀裂及び著しい変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	① 異音及び以上発熱がないこと。 ② 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 ③ 封入グリース量が適正で、著しい汚れがないこと。	
	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。	① 亀裂及び変形がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。
	かじり及び著しい変形がないこと。	かじり及び著しい変形がないこと。
	① 亀裂及び変形がないこと。	① 亀裂及び変形がないこと。

		式)	② 連結用のピン及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	② 緩み及び脱落がないこと。
	(5) 油圧装置	a 配管 (ホース類及び 高圧パイプ)	共通事項1.2 油圧装置の検査方法及び判断基準を適用すること。	
		b 油圧シリンダー	〃	
		c 油圧モーター	〃	
		d 方向制御弁	〃	
		e 電磁弁	〃	
		f 逆止め弁	〃	
		g アキュムレーター	〃	
(6) パワーユニット	① せん孔機を作動させ、作動の適否を調べる。 作動に異常があれば、共通事項1.1原動機及び1.2油圧装置の該当項目の検査方法及び判定基準により調べる。 ② 作動油の量及び汚れの有無を調べる。 ③ 原動機及び各油圧機器(配管を含む)から油漏れの有無を調べる。 ④ リモコン、角度計及びケーブルの作動状態と損傷の有無を調べる。	① 正常に作動すること。 ② 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 ③ 油漏れがないこと。 ④ 正常に作動し、著しい損傷がないこと。		
(7) ジブ	共通事項1.7 ジブの検査方法及び判定基準を適用すること。			
(8) ワイヤロープ	共通事項1.9 ワイヤロープの検査方法及び判定基準を適用すること。			
(9) ハンマーグラブ	① グラブヘッドとクラウンヘッドとの連結状態を調べる。 ② 作動させてシェルの開閉状態を調べる。 ③ グラブの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。 ④ シェルの亀裂、損傷、変形及び摩耗の有無を調べる。 ⑤ 取付ボルトの緩み又は脱落の有無を調べる。	① 確実に連結されていること。 ② 正常に作動すること。 ③ 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。 ④ 亀裂、損傷、著しい変形及び摩耗がないこと。 ⑤ 緩み及び脱落がないこと。		
4.9.6 油圧装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.7 操作装置	(2) 下部走行体 (クローラ式)	共通事項1.4 下部走行体(クローラ式)の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.9.8 安全装置	(3) 表示板 [全体]	警告・注意・指示銘板等の損傷及び取付け状態を調べる。	損傷がなく適正に取付られていること。	
4.9.9 車体関係等	(4) 給油脂 [全体]	① 各部の給油脂状態を調べる。 ② 自動給油装置の作動の適否を調べる。	① 給油脂が十分であること。 ② 正常に作動すること。	
4.9.10 総合テスト		走行及び作業テストを行い、機能を調べる。	各装置が正常に作動し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。	

4.10 アース・オーガー

検査項目		検査方法	判定基準	
4.10.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.10.2 動力伝達装置	(1) 上部旋回体	共通事項1.3 上部旋回体の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(2) 下部走行体 (クローラ式)	共通事項1.4 下部走行体(クローラ式)の検査方法及び判定基準を適用すること。		
	(3) 下部走行体 (トラック式)	共通事項1.5 下部走行体(トラック式)の検査方法及び判定基準を適用すること。		
4.10.3 走行装置				
4.10.4 操縦装置				
4.10.5 制動装置				
4.10.6 作業装置	(1) 掘削機	a 減速機	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。</li> <li>② カップリングの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。</li> <li>③ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。</li> <li>④ ケース、スィベル部及び下部カップリングからの油漏れの有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 異音がないこと。</li> <li>② 緩み及び脱落がないこと。</li> <li>③ 油量が適正で、著しい汚れがないこと。</li> <li>④ 油漏れがないこと。</li> </ul>
		b 減速機ホルダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 亀裂及び変形の有無を調べる。</li> <li>② シープの溝部及びフランジ部の摩耗の有無を調べる。</li> <li>③ シープのピン及び軸受の摩耗の有無を調べる。</li> <li>④ ガイドジョーとリーダーガイドパイプとの隙間を調べる。</li> <li>⑤ バランスウェイト及びカウンターウェイトの取付け状態を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 亀裂及び著しい変形がないこと。</li> <li>② 著しい摩耗がないこと。</li> <li>③ 著しい摩耗がないこと。</li> <li>④ メーカーの指定する基準値内であること。</li> <li>⑤ 適正であること。</li> </ul>
		c オーガースクリュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スクリューロッド、羽根及び継手部の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>② スクリュー内管の異物(モルタル、ベントナイト等)の詰まりの有無を調べる。</li> <li>③ スクリュー心金及びパッキンの損傷及び摩耗の有無を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。</li> <li>② 詰まりがないこと。</li> <li>③ 損傷及び著しい摩耗がないこと。</li> </ul>
		d オーガーヘッド	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 羽根の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。</li> <li>② 爪の損傷の有無及び取付けの適否を調べる。</li> <li>③ ヘッド弁の損傷及び摩耗の有無並びに開閉状態を調べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。</li> <li>② 著しい損傷がなく、取付けが適正であること。</li> <li>③ 損傷及び著しい摩耗がなく、正常に作動すること。</li> </ul>

4.11 建柱車

検査項目		検査方法	判定基準
4.11.1 原動機	ディーゼルエンジン	共通事項1.1.1 ディーゼルエンジンの検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.11.2 動力伝達装置 4.11.3 走行装置 4.11.4 操縦装置 4.11.5 制動装置	下部走行体 (トラック式)	共通事項1.5 下部走行体(トラック式)の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.11.6 作業装置	(1) a オーガーサポート	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 ② ジブとオーガーサポートとのがた及びスライダの摩耗の有無を調べる。 ③ オーガー自動スライド装置のスプリングのへたりの有無並びに作動状態を調べる。 ④ スライダー取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。 ② 上下、左右に著しいがたがなく、スライダの摩耗がないこと。 ③ へたりがなく、正常に作動すること。 ④ 緩み及び脱落がないこと。
	b アーム	① 亀裂及び変形の有無を調べる。 ② ピン及びブシュの摩耗の有無を調べる。 ③ ピン取付けナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。 ② 著しい摩耗がないこと。 ③ 緩み及び脱落がないこと。
	c オーガー減速機	① 無負荷状態で作動させて異音の有無を調べる。 ② ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ③ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。 ④ ケース及び出力軸からの油漏れの有無を調べる。 ⑤ サポート(モーターケース)の亀裂及び変形の有無を調べる。 ⑥ サポートのボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	① 異音がないこと。 ② 緩み及び脱落がないこと。 ③ 油量が適正で、著しい汚れがないこと。 ④ 油漏れがないこと。 ⑤ 亀裂及び著しい変形がないこと。 ⑥ 緩み及び脱落がないこと。
	d オーガースクリュー	① スクリューパイプ及びオーガーブレード(羽根)の損傷、曲がり及び摩耗の有無を調べる。 ② 伸縮用シャフトの伸縮状態を調べる。 ③ 固定ピンの損傷及び変形の有無並びにロック状態を調べる。 ④ スクリュー取付けボルト及び	① 著しい損傷、曲がり及び摩耗がないこと。 ② 適正であること。 ③ 損傷及び変形がなく、ロック状態が適正であること。 ④ 緩み及び脱落がないこと。

## 備考

- 1 この指針は、車両系建設機械について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第167条の規定により、1年以内に、定期に自主検査を行う場合の検査項目、検査方法及び判定基準を定めたものである。
- 2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の適用を受ける車両系建設機械であって、同法第48条第1項に基づく定期点検基準に定める点検と同等以上の点検を荷役装置又は作業装置以外の部分について実施し、その点検を行ったことが記録等により確認されるものについては、当該部分に係る自主検査を省略して差し支えないものであること。